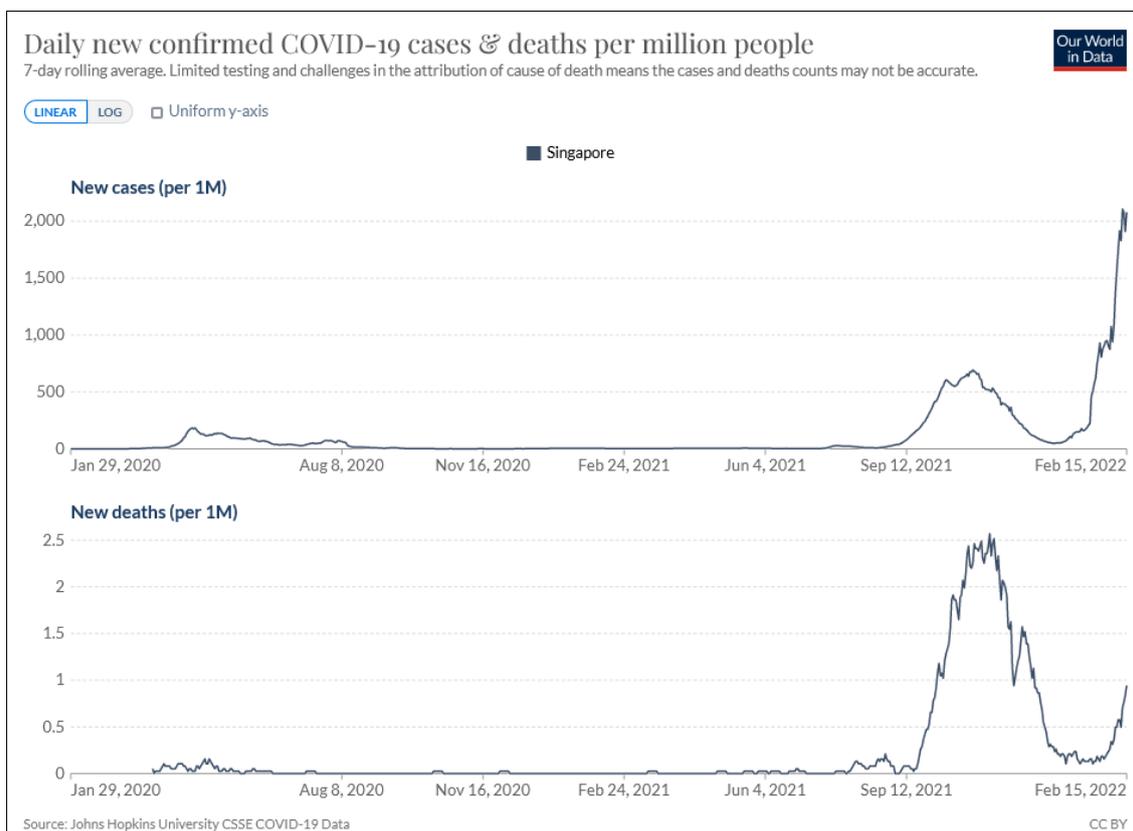


7 シンガポールにおける新型コロナウイルス感染症対策の状況

～ウィズコロナ体制への移行の推進～

(参考) 1 シンガポール・ドル=81.76 円 (2021 年期中平均)

図 特 7-1 人口 100 万人当たりの新規感染者数および新規死亡者数 (7 日間移動平均)



出典：Our World in Data

(1) 対策のポイントと特徴

イ 現在 (2022 年 2 月時点) の対策 (ポイント)

① 水際措置

国・地域をリスク等に応じ事実上 3 つのカテゴリに分類し、到着時検査のみ～7 日間の隔離及び隔離終了時検査等の差別化した措置を講じている。

② 国内措置 (行動制限)

自宅外でのマスクの着用義務、集まりは 5 人まで。飲食店やショッピングモールは原則ワクチン接種完了者のみ入場可。

③ 医療

高齢者・ワクチン非接種者等一部の高リスク者を除き自宅療養が原則。

□ 対策の変遷

初期には厳格な水際措置や行動制限、警察職員等も導入しての接触者の徹底的な追跡と監視付きの隔離等により感染の封じ込めを図るゼロコロナ政策をとっていたが、2021年半ば、ワクチン接種の促進により重症化リスクを下げることでウィズコロナに向けて各種制限を緩和していく方針へ転換し、ワクチン接種率の向上とともに徐々に制限を緩和してきた。2022年2月現在オミクロン株の感染が急拡大しているものの、重症化率は低く、自宅療養制度の徹底により医療への負荷を抑えており、水際措置や行動制限の大幅な強化は行っていない。

ハ 特徴

① 対策の目的とアプローチ

ウィズコロナ体制においては、経済への影響を抑えるため、なるべく制限的手法によらずに、医療崩壊を防ぎつつ重症者のケアを着実にを行うことを目標としており、具体的には、ICUでの治療や酸素吸入が必要な者が収容能力を超えないことを目指して対策に取り組んでいる。また、リスクの評価は個々のリスク要因を総合的に考慮して行っており、例えば、オミクロン株の流入時の初期には速やかに水際措置を強化したが、その後国内で感染が拡大した後は「もはや水際措置の意味が乏しい」として緩和した。

② 感染防止の基本的考え方

社会生活上感染を完全に防ぐことは不可能であり、避けられない感染を小規模に抑え、感染拡大スピードを遅らせるため、家庭内以外の全ての場面でグループを5人まで（2022年2月時点）に制限している。なお、エビデンスに基づく対策を重視しており、アクリル板の設置や手指衛生等に過度に頼る対策はとっていない。

また、感染の抑制のため、感染者や接触者への処置は他者に感染させる能力がある（infectious）かどうかに基づき決定している。感染させる能力があるかどうかは感染確認又は感染者との接触から一定時間を経ているかどうかで判断し、検査はあくまで補助的なツールとして利用している。

③ 健康リスクの高い者への医療リソースの集中

検査により感染確認された場合、健康リスクが低い者については自宅療養を徹底している（後述）。自宅療養が原則となった当初は、念のための入院を希望する者が多く混乱が生じたが、政府は自宅療養で安全に回復できることを実際のデータとともに周知することで定着を図った。

(2) 対策の詳細

イ 水際措置

国・地域をリスクに応じた4つのカテゴリに分類し、さらに中程度リスクに分類した国の一部に対して、相互性を前提としてワクチン接種完了者が隔離なしで入国できる「Vaccinated Travel Lane (VTL)」を設定している¹ (表特 7-2、2021年2月時点で「制限国」の指定はなく事実上3分類。)

就労パス保持者及び学生パス保持者等については、ワクチン接種を完了していること (WHO 緊急使用リストのワクチン・用法で接種し2週間以上経ていること) を入国の要件としている (2022年2月時点で要件は初期接種のみ。)

VTL についてはワクチン接種完了 (VTL 設置国発行のワクチン接種証明書による証明が必要) のほか、専用便の利用、短期渡航の場合は事前の利用申請 (Vaccinated Travel Pass の取得) が必要 (シンガポール国籍者、永住者、長期滞在資格者は利用申請不要。)²。

表 特 7-2 分類と措置 (2022年2月現在)

	低感染国	一般渡航国		制限国
		ワクチン接種完了者 渡航レーン (Vaccinated Travel Lane (VTL)) 設置国	VTL 非設置国	
国・ 地域	マカオ、中国、台 湾	オーストラリア、ブ ルネイダルサラーム、カンボジア、カナダ、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インドネシア、イタリア、マレーシア、モルディブ、オランダ、カタール、韓国、サウジアラビア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、UAE、英国、米国	その他 (日本含む)	(指定なし)
短期 渡航 可否	可	可	不可	不可
措置	1 出発2日前以内の検査 (抗原迅速検査 (資格者が実施したものに 限る) 又は PCR 検査)		1 出発2日前以内の検査 (PCR 検査に限る)	
	2 到着後 24 時間以内に指定施設において		—	2 到着時検査 (PCR 検査、費

¹ <https://safetravel.ica.gov.sg/shn-and-swab-summary>

² <https://safetravel.ica.gov.sg/vtl/requirements-and-process>

	監督下での自己検査（抗原迅速検査）		用自己負担）
	—	3 7日間の自宅等 隔離	3 10日間の指定施設での隔 離（滞在費用 1,450 ドルは自 己負担）
	—	4 隔離終了時 PCR 検査（費用自己負担）	

□ 国内措置（行動制限）

新型コロナ対策暫定措置法に基づく行動制限令（「Control Order」）において、外出時マスク着用の義務、規定された目的以外での外出の禁止（外出して良い事由として出社や受診、必要物品の調達、運動等が規定されているが、現在では禁止されている外出事由は事実上ない）、集まりの人数制限（2022年2月時点で自宅外での集まりの人数は5人まで、自宅に招いて良い客は5人まで）、結婚式や葬儀、ビジネスイベントにおける人数制限（設定に応じて上限を規定）、公共施設における収容人数制限（床面積に応じて上限を規定）、接触者特定を可能とするための措置（後述）及びソーシャルディスタンスルールや特定施設（飲食店やショッピングモール）において原則としてワクチン接種完了者のみが入場できること等を規定している。

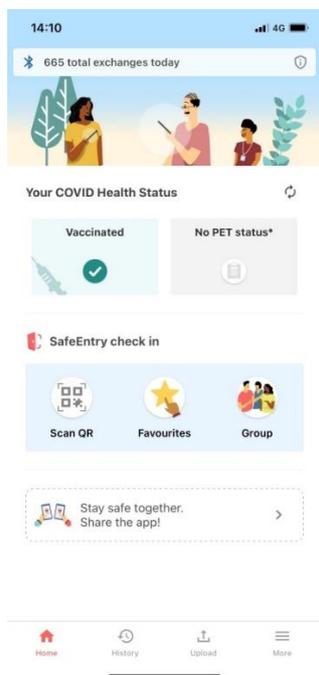
職域においては、新型コロナ労働安全規則（2022年1月に行動制限令から労働安全衛生法に基づく規則として独立）により、業務の性質上在宅勤務が可能な労働者については在宅勤務を原則としつつ、50%までは出社させても良いこととすることや、原則としてワクチン接種を完了した労働者以外出社させてはならないこと、労働者間の距離の確保等の安全措置義務が規定されている。あわせて感染症法に基づき、医療・介護従事者等感染に対する弱者に接する業種の労働者には週1回の検査を義務付けている。

また、感染拡大防止のための取組として、Bluetoothを利用した接触管理システム（「TraceTogether」アプリ及び携帯装置³）及び公共施設への入退場管理システム（「SafeEntry」⁴）の情報により接触の可能性を抽出し、感染者と接触があったと判定した者にはその通知（「Health Risk Notice（HRN）」）をSMSで送信、受信した者は5日間、外出に当たり抗原迅速検査による自己検査で陰性を確認すること等を要請している。通知を受けた者は国内複数箇所にある抗原迅速検査キットの自動配布機でキットの受領が可能。

³ <https://www.tracetogogether.gov.sg/>

⁴ <https://www.safeentry.gov.sg/>

図 特 7-3 接触管理システム TraceTogether スマートフォンアプリ（画面左）及び携帯装置（右）



(3) 検査、隔離及び療養

イ 初期対応・変遷

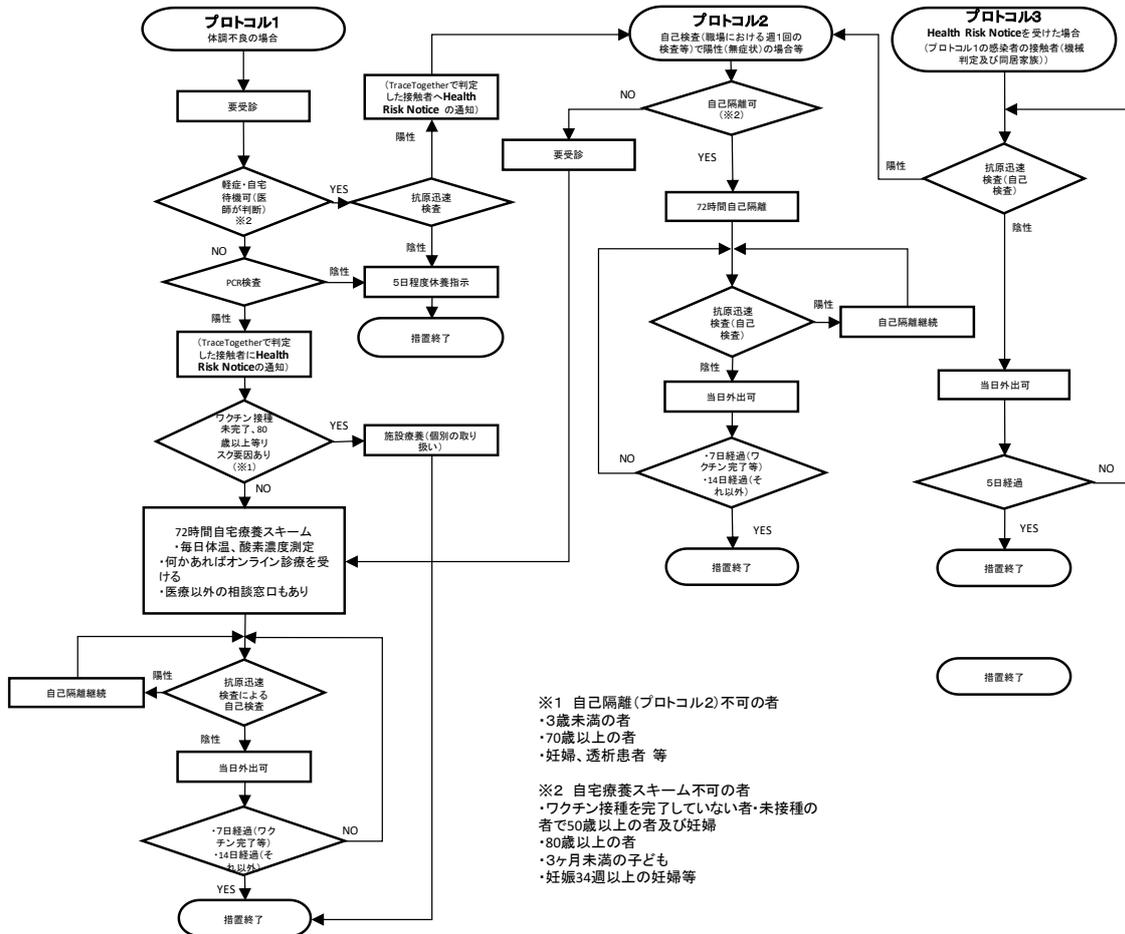
初期には他者に感染させるリスクの高い者を囲い込むためのツールとして PCR 検査を活用していたが、その後ウィズコロナ体制への移行にあわせ、PCR 検査は診断のための検査とするとともに、他者に感染させるリスクがあると考えられる濃厚接触者は一定期間、外出の都度、抗原迅速検査による自己検査により他者に感染させるリスクがないことを確認することを基本とする方針に転換した（濃厚接触者の隔離は、当初は接触日から 14 日後までとし、隔離開始時点及び隔離終了時に PCR 検査を実施するなどしていたが、ウィズコロナ体制への移行にあわせ、濃厚接触者の隔離は廃止し、5日間、外出前に抗原迅速検査キットによる自己検査により自ら陰性を確認することを基本とすることとした。）。また療養については、初期には感染確認された者は全て公立病院や仮設の療養施設に収容し治療を行っていたが、ウィズコロナ体制への移行に伴って自宅療養制度を導入し、現在では一部の高リスク者を除き自宅療養が原則となっている。

ロ 現在の検査及び隔離・療養制度

図特 7-4 のとおり。医療機関はあくまで治療の側面から関与し、症状がある者について、高齢者、ワクチン非接種者等の高リスク者は PCR 検査による診断を経て入

院治療、それ以外の者は5日間の自宅療養指示とした上で、抗原迅速検査により陽性を確認した場合は最低 72 時間の自宅隔離処置としている。症状がない者に対して医療機関は関与しない。

図 特 7-4 検査及び隔離・療養制度（2022 年 2 月現在）



(4) ワクチン

イ 概況

国の接種プログラムにおいてファイザー・ビオンテックの mRNA ワクチンを 2020 年 12 月に暫定承認し、医療従事者、高齢者等を皮切りに接種を開始。モデルナの mRNA ワクチンも 2021 年 3 月に暫定承認し、国内に最大約 40 箇所のワクチン接種センターを設置し（地域のコミュニティセンターを利用）、対象年齢を順次引き下げて接種を進めた（2022 年 2 月現在対象は 5 歳以上（5 歳から 11 歳までは低用量）。）。2021 年 6 月にはウィズコロナ社会を目指しワクチン接種を強力に押し進めていくことを発表し、ファイザー・ビオンテックのワクチンの調達を強化して接種能力をそれまでの倍程度となる 1 日 8 万回まで増強。接種は任意としつつ、社会的責任として接

種を呼びかけ、7月からは、ワクチンを接種完了しているか否かに応じ公共施設への入場等について差別的に取り扱う措置を導入、段階的に拡大した（後述）。

2021年9月からは60歳以上の者又は免疫不全の者を皮切りにブースターの接種を開始し、その後医療従事者や若年層へ対象を順次拡大。当初は初期接種から6ヶ月を経た者を対象としていたが、11月下旬にデルタ株（オミクロン株ではない）への防護の強化を推し進めるため5ヶ月を経た者に前倒し。2022年2月の時点では18歳以上（初期接種から5ヶ月を経た者）が対象となっている。

接種率の推移は図特 7-5 及び特 7-6 のとおり。

図 特 7-5 接種率（初期接種）推移（資料出所：シンガポール保健省）

Primary series vaccination take up by population (in percentage)

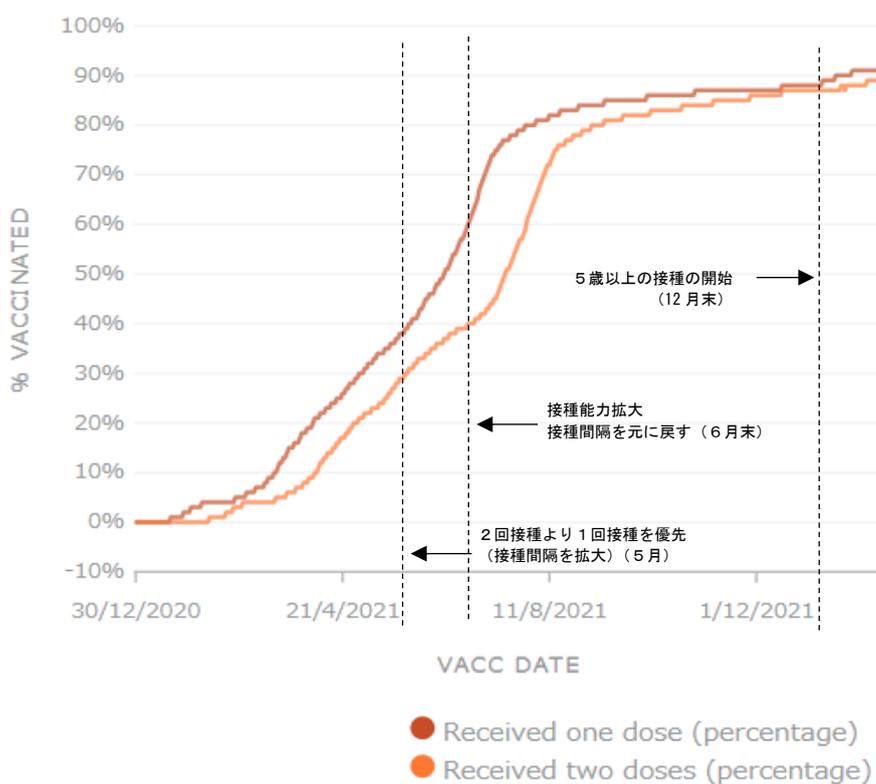
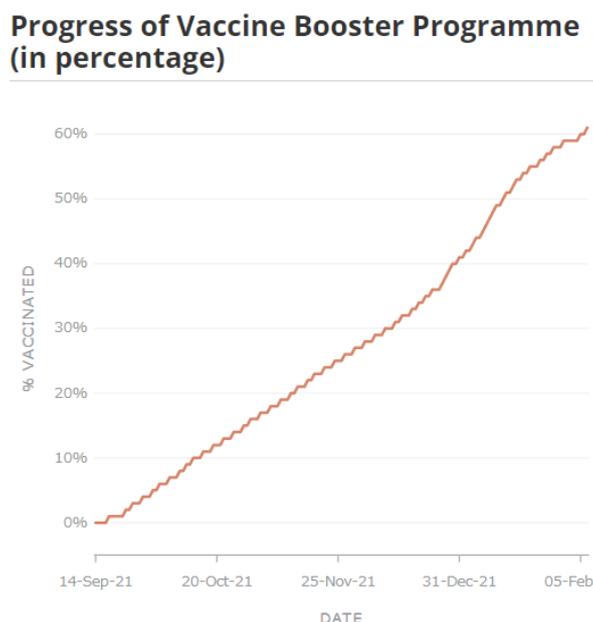


図 特 7-6 接種率（ブースター）推移（資料出所：シンガポール保健省）

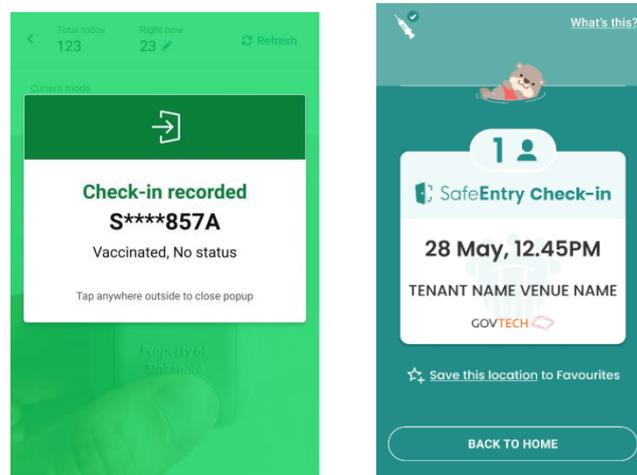


□ ワクチン接種状況別の措置（「Vaccination Differentiated Safe Measures (VDS)」）

2021年7月、「ワクチン接種完了者は感染と重症化への防護力が高く、他者に感染させる可能性も低い」として、感染リスクの高い飲食店において、ワクチン接種を完了していること又は入場前検査で陰性である者とそうでない者での人数上限を差別化した。その後9月にはデルタ株の感染拡大を踏まえ、ワクチン接種完了又は入場前検査で陰性であることを飲食店内での飲食の要件とした。更に10月には対象をショッピングモール等に拡大して入場要件とし、その後「ワクチン非接種の者は重症化のリスクが高い」として2021年1月に入場前検査条件を廃止し、対象となる公共施設にはワクチン接種を完了しているか、ワクチン接種が医学的に不可能である旨の医師（シンガポールの登録医師に限る）による証明を保持する者のみが入場できることとした。2022年1月からは職場に出勤する者にも同様の要件を課している。

接種歴は国の予防接種履歴管理システムにより管理されており、当該要件の確認は SafeEntry システム（(2)口）と当該予防接種履歴管理との API 連携により行う。具体的には、ワクチン接種完了の者は SafeEntry でのチェックイン時にアプリにその旨の表示（図特 7-7）がなされ、管理者はそれを確認した者につき入場を許可する（ワクチン接種証明の提示等によらない）。

図 特 7-7 SafeEntry チェックイン時のワクチン接種完了確認画面（左：施設側のアプリ、右：入場者側のアプリ）



八 初期接種の有効期限

2022年1月、「初期接種による防護は6ヶ月後に大幅に低下し、また初期接種のみによるオミクロン株への防護効果は相対的に低いが、ブースター接種によって防護効果が高まる」として⁵初期接種の有効期限を270日とし（2月14日時点で270日を超えている者についてはその日まで初期接種を有効と見なす猶予措置あり）、ブースター接種により引き続きワクチン接種完了と見なすこととした（ブースターの有効期限については2022年2月時点で未定としている。）。

二 ワクチン接種証明

① 外国等向けワクチン接種証明

外国での利用を想定して、ブロックチェーンを利用した独自規格のデジタルワクチン接種証明（「HealthCerts」⁶）を発行している。また、2021年12月からはEUでの同等性確保のためEU-DCC形式による証明（QRコード）もあわせて交付を始めた。

② 外国のワクチン接種証明の認証

ワクチン接種完了が要件となるのは主に①外国人の入国時（（2）イ）、②VDS（（4）ロ）適用場所での入場時となる。これらについて、①入国時点では、原則として航空会社や入管当局に対し必要項目が記載されている証明（英文）の提示のみで可とした上で（日本からであれば、「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」による証明が利用可）、長期滞在者には原則として入国後一定期間内に医療機関で

⁵ <https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/strengthening-our-readiness-to-live-with-the-omicron-variant>

⁶ <https://www.healthcerts.gov.sg/>

抗体検査を受検することを義務づけており、陽性を確認した医師により国の予防接種記録システムに接種歴として登録させることで、②VDS についても前述のとおりに通過できるようにしている。なお、EU、韓国等とはワクチン接種証明の相互認証協定を締結しており、これらの国・地域で発行されたワクチン接種証明の保持者には抗体検査が免除される。

(5) 経済対策

イ 給与補助、テナント料免除

2020 年度予算において、新型コロナによる影響を受けた企業に対し、国民・永住者の労働者の給与を、休業の有無にかかわらず、影響の度合いに応じて最大 75%まで補助する「Jobs Support Scheme」を開始、対象や補助率を縮小しながら 2021 年 12 月まで補助措置を継続した。また、感染拡大時の対策のため営業制限を強化した際には、政府所有施設のテナントに対する家賃免除や民間商業施設へのテナントに対する家賃補助（「Rental Support Scheme」）を実施した。

ロ 雇用対策

新型コロナによる雇用への影響を抑えるため、政労使による雇用等提供事業「SG United Jobs and Skills」⁷の取組により 10 万人分の雇用や職業訓練の提供を図った。

ハ 景気対策

2020 年度予算で全てのシンガポール国籍者に国内のアトラクションや食事、宿泊等に利用可能な 100 シンガポールドルのバウチャー「SingapoRediscovered Vouchers」を配布（期限：2021 年 12 月）。

⁷ <https://www.ssg-wsg.gov.sg/sgunitedjobsandskills.html>